

31川こ保第1704号  
令和2年2月7日

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局  
子育て推進部保育課長

**平成31年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた  
請求事務の取扱いについて（通知）**

日ごろ、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残りわずかとなってきたところですが、国の補正予算において、**人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（+1.0%）を行うための公定価格の改定が平成31年4月から遡及して行われる**こととなりました。具体的な単価が告示できるのは、国から正式な通知等が来てからとなりますが、当該価格改定に伴う保育士等の待遇改善の準備とともに、年度末の円滑な請求・支払事務のため、次のとおり取扱うこととしますので、通知いたします。

**1 公定価格の改定について**

公定価格の改定については、今後、具体的に示されてくる見通しですが、今年度においても、**単価表が改定される予定**となっております。

これに伴い、本市では当該価格改定に係る請求ソフトのアップデートを2月下旬に実施し、**3月請求から平成31年4月分に遡及して新単価で追加請求いただく**ことを想定しております。

**2 追加分の請求について**

平成31年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和2年5月までとなります。上記、公定価格の改定に伴う全月分の追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、請求の分散化等を図りたいと思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求年月	請求上の留意点
令和2年2月	◎まだ、 <b>追加分の請求を行っていない月がある施設は、3月以降公定価格の改定に注力化するため、できる限り2月に追加分を請求</b> してください。 ◎ <b>その他保育必要量や入退所日の誤り、処遇改善等加算Ⅱの認定後未請求などの追加払がある施設も、同様の理由から、できる限り2月に当該追加分を請求</b> してください。

令和2年3月	<p>◎<u>公定価格の改定に伴う全月分の追加払のうち、請求の分散化を図るため、原則4～9月分について請求</u>を行ってください。</p> <p>◎市から認定通知があった<u>3月加算（入所児童処遇特別、施設機能強化推進費、小学校接続、栄養管理、第三者評価受審、市第三者評価受審の各加算）分</u>については、<u>3月当初から請求可能</u>ですので、御請求ください。</p> <p>◎また、2月7日までに<u>認定が間に合わなかった処遇改善等加算Ⅱ</u>についても、<u>2月中には全件の認定を行い、その分も含めて3月に4～9月分の追加払が1回で終わるようにしたいと考えておりますので、内容の確認・修正に御協力をお願いいたします。</u></p>
令和2年4月	<p>◎<u>公定価格の改定に伴う全月分の追加払のうち、原則10～3月分について請求</u>を行ってください。</p> <p>◎市から認定通知のあった<u>地域活動事業費</u>については、<u>昨年同様、市加算分の戻入を少なくするため、できる限り4月に、2月又は3月の追加分として御請求</u>ください。</p> <p>◎また、令和元年10月より調整用施設国加算で暫定的にお支払いしている<u>副食費徴収免除加算</u>について、<u>3月中旬頃、請求ソフトのアップデートにより正式に対応する予定</u>となっております。なお、正式対応後の操作方法については、別途御案内いたします。</p>
令和2年5月	<p>◎5月請求は極力用いないようにし、<u>どうしても追加分の請求が4月までに終わらなかった分についてのみ請求</u>を行ってください。</p>

※また、各請求年月とも、通常どおり20日払と25日払により、処理を行うものとなりますが、現在、20日払に支払いが集中していることから、資金繰りに比較的余裕のある施設等は、その旨、御一報いただき25日払分としての請求をお願いいたします。

### 3 その他の留意事項について

その他年度末に向け請求上、留意が必要な事項として、以下の点が想定されますので、御留意ください。

<年度末に向けた留意点>

- ・各施設とも既に歯科検診事業を実施済と思われませんが、給付費等の請求上、歯科検診事業費の未請求の園がございます。歯科検診事業費については、実施月の追加分として、請求が行える取扱いとなっておりますので、早めに御請求をお願いします。
- ・毎月、各園の請求内容の審査を行う中で、延長保育費について、実績では土曜実施無であるにもかかわらず、当初請求時には、土曜実施有として請求を行うことなどにより、追加時にマイナス計算となっている施設があります。3月当初請求分については、同様に請求を行うと、4月に過払分を戻入納付していただく事務負担が発生しますので、実績に沿った形で請求を行うようにお願いします。
- ・毎月、各施設の雇用状況の確認を行う中で、産休・病休が有給である施設において、産休・病休取得者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上の人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある施設で、代替職員雇用費の請求ができるにもかかわらず、未請求の施設がありますので、お心当たりの施設は、各担当まで御相談ください。
- ・その他、3月加算の認定申請については、何れも既に期限が到来していますが、まだ、申請ができていない施設については、2月14日（金）をもって最終期限といたしますので、速やかに提出をお願いいたします。